解散命令公告

三重県公告

下記に掲げる農事組合法人は、その所在が不明であるため、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第95条の３第１項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成 22 年３月 26 日

三重県知事　野呂　昭彦

記

命令の要旨

農業協同組合法第95条の２第３号の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

農事組合法人高野施設園芸組合
三重県津市一志町高野1204番地のⅠ
農事組合法人一志農園
三重県松阪市嬉野中川町60番地の４
農事組合法人藤之木ハウス園芸組合
三重県松阪市笹川町2205番地
農事組合法人松阪みのりや
三重県松阪市大黒田町341番地３
農事組合法人上之庄やさい生産組合
三重県松阪市上ノ庄町385番地の２
農事組合法人豊地園芸組合
三重県松阪市嬉野下之庄町５番地のⅠ
農事組合法人花と緑の会
三重県松阪市小津町447番地のⅠ
農事組合法人飯高養豚センター
三重県松阪市飯高町赤桶2214番地
農業組合法人松尾ハウス園芸組合
三重県松阪市笹川町2205番地
農業組合法人迫間浦柑橘協業組合
三重県度会郡南伊勢町迫間浦496番地の16
農事組合法人伊勢市南部柑橘生産組合
三重県伊勢市上野町1215番地伊勢市南部農業協同組合内
農事組合法人鳥羽第二柑橘生産組合
三重県鳥羽市鳥羽三丁目１番１号
農事組合法人第一東宮牧場
三重県度会郡南伊勢町東宮736番地
農事組合法人南勢農業生産組合
三重県度会郡南伊勢町田曽浦4035番地
農事組合法人川口農事組合
三重県度会郡大紀町大内山969番地の３
農事組合法人駒農機利用組合
三重県度会郡大紀町大内山90番地
農事組合法人間弓農機利用組合
三重県度会郡大紀町大内山3429番地の４
農事組合法人田曽浦柑橘生産組合
三重県度会郡南伊勢町田曽浦4035番地
農事組合法人五ヶ所浦柑橘生産組合
三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦988番地の７
農事組合法人上条花き組合
三重県伊勢市御薗町上条160番地
農事組合法人美味しくに農園
三重県伊勢市下野町728番地
農事組合法人寺谷酪農組合
三重県志摩市浜島町南張字寺谷92番地
農事組合法人山田養鶏生産組合
三重県志摩市磯部町山田815番地
農事組合法人斉田柑橘生産組合
三重県度会郡南伊勢町斎田801番地の１

教示

⑴　聴聞通知が到達した農事組合法人の場合、この処分について訴訟により取消しを求めるときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この処分のあったことを知った日から６箇月以内に、三重県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から６箇月以内であっても、この処分の日から１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

⑵　聴聞の通知を公示送達により行い、かつ、聴聞の期日に出頭がなかった農事組合法人については、これらの処分に不服があるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、三重県知事に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立てをすることができる。

⑶　⑵に該当する場合、この処分について訴訟により取消しを求めるときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この処分のあったことを知った日から６箇月以内に、三重県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から６箇月以内であっても、この処分の日から１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。また、上記⑵の異議申立てをした場合には、当該異議申し立てに対する決定があったことを知った日から６箇月を経過したとき又は当該決定の日から１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができない。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 22 年３月 26 日　　宮城県教育委員会

１　失効した免許状の種類
盲学校特殊教科教諭一種免許状　理療
２　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当
３　氏名及び本籍地　佐々木昌弘　宮城県

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、男性、50～70歳位、白色ジャンパー、黒色ベスト、黄色ポロシャツ、紺色ナイロンパンツ、黒色ナイキスニーカー

上記の者は、平成22年２月19日、川越市大字的場3475番地先入間川において発見されたものです。

検案の結果、死因は八瀬大橋から自ら飛び降りたことによる内臓破裂と推定されます。

遺体は火葬に付し、遺骨は長徳寺において保管していますので、心当たりの方は、当市生活福祉課まで申し出て下さい。

平成 22 年３月 26 日

埼玉県　　川越市長　川合　善明

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢20歳代位、男性、身長176㎝位、体格大、髪の長さは12㎝、着衣は長袖と半袖シャツ、ジーパン、下着、くつ下、靴やジャンパー等はなし、所持品は鍵１個（古いタイプのもの）と時計（ＧＲＡＮＤＥＵＲ製）、所持金なし

上記の者は、平成22年２月16日午前11時45分頃、荒川で漂流しているところを発見された。死亡日時は平成22年２月５日頃と推定される。

上記遺体は、引取人がいないため火葬に付し、遺骨は当区で保管しています。お心当たりの方は、北区健康福祉部生活福祉課まで申し出てください。

平成 22 年３月 26 日

東京都　　北区長　花川與惣太

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60歳～80歳、男性、推定身長162～168センチメートル、着衣は、青色スタンドカラーの長袖ワイシャツ、ベージュ色作業ズボン、紺色トランクスパンツ、軍足、黒色スニーカー、現金373円

上記の者は、平成22年１月25日午前９時55分頃、発見場所袋井市中新田1800番地株式会社浜松アイテックの南東方向約300メートルの遠州灘海岸防風林内で松の枝に紐を掛け首を吊って死亡しているのが発見されました。

検死の結果、死因は縊死と推定されましたが、身元不明のため、市が磐田警察署から遺体の引き渡しを受け、火葬に付し遺骨を袋井市無縁墓地に保管しています。お心当たりの方は当市福祉事務所までお申し出ください。

平成 22 年３月 26 日

静岡県　　袋井市長　原田　英之

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳、性別男性

上記の者は、平成21年12月11日午後３時５分頃神戸市中央区港島中町８丁目南公園内風速計機械室南方約40メートルにて発見。

遺体は身元不明のため、当区役所で火葬に付し、遺骨を保管しています。

お心当たりのある方は当区役所健康福祉課まで申し出てください。

平成 22 年３月 26 日

神戸市　　中央区長　藤本　義兼